

台東区低入札価格調査要綱

平成10年9月1日
10台総経発第163号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定により調査基準価格を設定し、落札者を決定する場合において、同価格を下回る入札が行われたとき、当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行の確保ができるか否かを調査することを目的とする。

(調査基準価格等)

第2条 調査基準価格は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額から10分の7.5を乗じて得た額までの範囲内において、当該工事の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して定めた額とする。

2 入札価格が調査基準価格に10分の9を乗じて得た額（施工能力審査型総合評価方式による入札の場合は調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額）を下回る場合は、直ちに失格とする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第3条 第1条に基づく履行の可否の審査を行うため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 予定価格が1千万円以上の工事等の案件については、委員会は総務部長、総務課長、経理課長、施設課長、土木課長及び主管課長をもって構成し、委員会の会務は総務部長が総括する。

3 予定価格が1千万円未満の工事等の案件については、委員会は経理課長、施設課長、土木課長及び主管課長をもって構成し、経理課長が委員会の会務を総括する。

4 委員会は、必要な都度、予定価格が1千万円以上の案件については総務部長が招集し、予定価格が1千万円未満の案件については経理課長が招集する。

5 委員会が必要と認めた場合は、委員会に臨時委員を置くことができる。

(落札の保留)

第4条 契約担当者（規則第2条第2項に定める「契約担当者」をいう。以下同じ。）は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札の決定を保留する旨の宣言をするとともに、落札者は後日決定することを知らせて、入札を終了する。

(調査の実施)

第5条 契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、当該契約の内容に適合した履行の確保ができるか否かを判断するため、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由（入札価格の内訳書の徵取）
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

- (7) 手持ち機械数の状況
- (8) 労働者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施行した公共工事名及び発注者並びに履行状況
- (10) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額
- (11) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (12) 経営内容及び信用状況
 - ア 建設業法違反の有無
 - イ 賃金不払いの状況
 - ウ 下請代金支払遅延状況
 - エ その他

(13) その他必要な事項

2 前項の調査を行うにあたり、契約担当者は、当該入札者に対し低入札価格調査票（第1号様式）及び入札価格の内訳書を、原則として入札日から3日以内に提出するよう求めるものとする。

(審査の実施)

第6条 契約担当者は、前条の調査を終了したときは、調査結果を委員会に報告し、履行の可否の審査を求めなければならない。

(落札者の決定等)

第7条 委員会が、審査の結果、当該入札価格では、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内において入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したもの落札者とする。なお、次順位者が調査基準価格に該当する入札を行った者であった場合は、前2条の規定により調査及び審査を行う。

2 委員会が、審査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、契約担当者は当該入札者を落札者とする。

3 前2項により落札者を決定したときは、契約担当者は入札参加者全員にその旨を通知する。

4 規則第27条第2項に定める書類は、低入札価格調査議案兼結果書（第2号様式）とする。

(監督・検査体制の強化)

第8条 契約担当者は、前条の規定により落札者を決定した場合は、当該落札者の適正な履行の確保を図るため、工事を主管する担当課等と十分協議し、施工に当たっての監督・検査体制等の強化に努める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部経理課契約担当で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に規定するほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年1月10日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の台東区低入札価格調査要綱の第2条第1項の規定は、令和7年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

低入札価格調査票

台東区長 殿

入札者

印

工事件名			
入札日	年 月 日	入札金額	円
1 上記価格で入札した理由 上記価格で入札した理由を、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所等との関係、手持ち資材及び機械の状況、資材購入先会社や下請会社との関係等の点から記入してください。 また、本入札に関して特に説明事項があれば、記入してください。			

2 手持ち工事の状況

本工事現場付近（半径 10km 程度）に手持ち工事がある場合、また対象工事と同種類の手持ち工事がある場合に記入してください。

工事件名	発注者	施工場所	工期	金額

3 手持ち資材の状況

本工事で使用予定の手持ち資材があれば記入してください。

資材名	規格	手持ち数量	使用予定数量	不足数量の対応方法

4 手持ち機械の状況

本工事で使用予定の手持ち機械があれば記入してください。

機械名	規格・型式・能力・年式・メーカー	数量	現在の利用状況

5 資材購入先

購入予定業者との関係が協力会社、提携会社である等、通常より有利な価格で購入できる場合は記入してください。

資材名	規格	数量	購入先業者名	所在地	入札者との関係等

6 労働者の具体的供給

本工事で予定している労働者の具体的な配置計画を、自社社員、下請け労働者と区分して記入してください。

7 第一次下請の予定業者及び予定下請金額

下請を予定している場合は記入してください。

下請業者名	住所	工事内容	工期	下請金額

8 配置技術者

本工事で配置予定の技術者を記入してください。

区分(現場代理人・主任技術者等)	氏名	資格	取得年月日又は交付番号

9 過去の公共工事の実績

過去3年間に施工した公共工事名及び発注者を金額の高い順に記入してください。

工事件名	発注者	施工場所	工期	金額
(本工事と同種類の工事)				
(本工事と違う種類の工事)				

第2号様式（第7条関係）

低入札価格調査 議案兼結果書

件名			
入札者名		予定価格	円
		調査基準価格	円
入札日	年 月 日	入札額	円
契約担当者の意見			
審査結果	審査の対象者を落札者と（する・しない）		
理由			
決定日	年	月	日